



# 衆議院

The House of Representatives, Japan

第 196 回国会 災害対策特別委員会 第 5 号（平成 30 年 4 月 12 日（木曜日））

第 5 号 平成 30 年 4 月 12 日（木曜日） 午前九時開議

○大見委員 おはようございます。自由民主党の大見正です。

大臣所信について、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

大臣の所信に、大規模・広域的災害時に被災した地方公共団体による災害救助事務が迅速かつ円滑に実施されるよう、災害救助制度の検討を進める旨の発言がございました。災害救助法とは、言うまでもなく、大規模災害が発生した際に、応急的に、必要な救済を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る制度であります。災害救助法の適用により、昨年七月の九州北部豪雨では避難所の設置等が行われ、ことしに入ってから北陸豪雪では障害物の除去や炊き出し等が行われたと聞いております。

大規模災害の際に課題となるのが、救助主体である都道府県と地方自治体、特に一定規模の政令市との役割分担でございます。さかのぼること阪神・淡路大震災では、神戸市が、避難所運営や被災者への弁当の配食、仮設住宅の設置などの協議の際に、国と直接やりとりできず、県を通じての交渉になったことで意思決定に時間がかかったと聞いております。また、東日本大震災でも、みなし応急仮設住宅について県と市の連携がうまくいかずに、家賃入金がおくれるなどの課題が指摘されています。

そのような課題を防災行政で総括するため、厚生労働省から内閣府に平成二十五年に所管がえされたと承知しております。内閣府では、この救済制度について、この数年の検討を踏まえた対応をすると聞いておりますけれども、どのような対応をする予定か、まずは、これまでの経緯と具体的対応についてお答えいただきたいと思っております。

～以下、島根県西部地震に関する質疑のみ抜粋～

○大見委員 さまざま調整するところが多いと思っておりますけれども、大臣のリーダーシップでしっかりとお取組をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、四月九日に発生をいたしました島根県西部を震源とする地震についてお伺いをいたします。初めに、今回の地震で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

今回の地震では、災害後、最大千四百五十九戸で断水が発生したと報告がございました。災害のインフラを確保する意味で、水道管の耐震化は重要な施策の一つだと言えますが、全国に張りめぐらされた水道管の耐震化を進めるためには、長い時間と費用が必要になってくるわけでありまして。水道管の耐震化の進捗状況、また、あわせて、下水道や都市ガスなどのライフラインの耐震化の状況もお知らせいただきたいと思っております。

～以下、一部削除～

過日地震がございました島根県西部地方というのは、愛知県の三州瓦、淡路の淡路瓦と並ぶ、住宅等の屋根材として使用される粘土瓦の日本三大産地の一つで、石州瓦として有名などころでございます。

石州物は、いてに強く水を通さない、とにかくかたくて丈夫、塩害に強い瓦として、評判の高い、すぐれた瓦でございますけれども、石州瓦に限らず全国の瓦産業全体が、地震が発生するたびに瓦が重いから家が倒れたと間違った情報が流されてきて、地震の直接の被害がなくとも、地場産業への影響がボディーブローのように出てきております。

また、今回の地震では、これまでのところ、最大震度が五強とされておりすけれども、きょう資料を配付させていただきましたけれども、気象庁のリーフレット、「その震度 どんなゆれ？」の裏面にございます「震度とゆれの状況」でも、震度六弱で瓦が落下をし始め、震度七で瓦屋根の家が倒壊している絵が描かれております。一方、緑色のスレートか又は金属屋根の家は、耐震性が高く、びくともしていないという絵が描かれておりますけれども、瓦屋根がすべからく耐震性が低く危険だという変なステレオタイプをまき散らしていると私は感じておるところであります。

さらに、瓦を屋根に載せる際は、現在は実はガイドライン工法という工法で施工しております、この工法では、震度七でも瓦は落ちないというような対策も施されておりますので、絵に描いてありますように瓦がばらばらと落ちているという状況というのは、だんだんと少なくなってきているというのが現状だというふうに思っております。

瓦を使う以上、それなりの柱の太さや筋交いを入れておけば大丈夫なはずで、国土交通省の国土技術政策総合研究所が開発をいたしましたウォールスタットという倒壊解析ソフトでも、屋根瓦の建物が一様に地震に弱いという解析結果は出ておりません。スレートや金属屋根でも倒壊する可能性があるということが示されております。

消費者に誤った先入観を与えるような気象庁のリーフレットの改定の検討と、ウォールスタットとはどんなソフトか、瓦と建物の耐震性についての概要を説明いただきたいというふうに思います。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。（伊藤 明子 国土交通省住宅局長）

ウォールスタットについてでございますが、ウォールスタットは、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が、地震時の木造住宅の挙動について精度の高い解析を行うため、振動台実験や数値解析の結果をもとに開発したソフトウェアです。このソフトウェアを用いることで、木造住宅に地震動を与えた場合の変形の状況を、振動台実験を行った場合と同様、パソコン上でシミュレーションすることが可能であり、地震動に応じた損傷状況、倒壊の有無を視覚的に確認することができることとなります。

次に、瓦と建物の耐震性についてでございますが、住宅全体の耐震性を確保するためには、使用される屋根や壁の材料の種類による重さに応じて、筋交いなどを用いた耐力壁を適切に配置することが必要となります。耐震性が不足している瓦屋根の既存住宅についても、適切な補強に基づき補修すれば、瓦屋根のままで耐震性を確保することが可能です。これは、さきに御説明いたしましたウォールスタットによるシミュレーションでも明らかになっているところでございます。

また、瓦屋根の適切な設計、施工方法を普及するため、瓦屋根の団体により取りまとめられた瓦屋根標準設計・施工ガイドラインにおいては、瓦の安全な緊結方法等について記載されております。このガイドラインにつきまして、国土技術政策総合研究所及び建築研究所の監修による構造関係の技術基準解説書に掲載するとともに、特定行政庁や指定確認検査機関から成る団体を通じて周知し、活用を推進しているところでございます。

○橋田政府参考人 お答えいたします。（橋田俊彦 気象庁長官）

ただいま委員が御紹介ありましたリーフレットでございますが、気象庁では、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかをわかりやすく示すためにリーフレットを作成いたしまして、関係機関へ配付や、気象庁ホームページで公表をしているところでございます。

御指摘ありましたように、スレート屋根や金属屋根の建物と比較して、瓦屋根の建物がすべからく耐震性が低いという先入観を与える内容になっております。そのような誤解がないよう、リーフレットの改定を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○大見委員 改定の方、よろしく願いをいたしたいと思っております。

～以下、一部削除～

○小此木国務大臣 熊本地震も今週末で二年がたちますが、そのとき、市町村が指定する指定避難所以外に避難した方や車中泊の方など、状況が把握できない被災者が多数発生いたしました。このような被災者に対して物資、医療等適切な支援を行うためには、その避難動向等の状況を速やかに把握する必要があります。委員御指摘の携帯電話の位置情報等のビッグデータの活用は、有効な手段であると考えています。

内閣府において、官民の情報共有を推進する災害情報ハブの取組の一環として、昨年度から携帯電話の基地局情報を活用し避難動向等を把握するための調査検討を実施し、活用にあたっての課題等を確認したところ、今後も、避難動向等の把握の精度の向上に向けて調査検討を進め、被災者支援の充実等の災害対応に生かしてまいりたいと存じます。

○大見委員 終わります。

以上、「出典：平成 30 年 4 月 12 日開会の衆議院災害対策特別委員会会議録」より抜粋

石州瓦工業組合